

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

加者の資格審査の申請手続等について)に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成十年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 業種区分

競争入札参加資格(以下「資格」という。)の業種区分は、調達する物品等又は特定役務の種類に応じ、次のとおりとする。

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、織維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船艇及び航空類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、役務、食品類、雑類並びに払下品類

二 申請の受付時期

平成十年十二月十五日から平成十一年一月十四日まで(郵送による場合は、同日の消印のあるものまで)とする。なお、それ以降の時期においても、隨時受け付ける。

三 申請の方法

1 願書の入手方法

競争入札参加資格審査願(以下「願書」という。)は、鳥取県出納局会計課で配布する。なお、郵送による願書の請求は、百四十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒(角二)を同封して行うこと。

2 願書の提出方法

願書に次の書類を添え、鳥取県出納局会計課用度係(〒六八〇一八五七〇 鳥取市東町一丁目二二〇 電話〇八五七一六一七四三三)へ提出すること。なお、郵送による場合は書留郵便とすること。

- (一) 経営実態調書(所定の様式によること。)
- (二) 営業用機械器具調書(所定の様式によること。)

法人にあつては資格審査申請時の直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及

平成十一年度及び平成十二年度において県が締結する物品等又は特定役務(測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務を除く。)の調達のための契約であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるもの(以下「特定調達契約」といふ。)に係る競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成九年五月鳥取県告示第三百九十九号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参

- び剰余金処分計算書、個人にあっては資格審査申請時の直前に提出した所得税確定申告書の写し
- (四) 資格審査申請時前一年において納稅義務の発生した事業税、自動車税及び消費税の納稅証明書
- (五) 法人につては登記簿の謄本、個人にあっては住民票の抄本
- (六) 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書
- (七) 代表者が禁治產者、準禁治產者又は破産者でないことを証する書類
- (八) 印鑑證明書又は印鑑登録証明書
- (九) 委任状(委任する場合)
- (十) 代理店又は特約店証明書(該当する場合)
- (十一) 使用印鑑届
- 3 願書等の作成に用いる言語
- (一) 願書は、日本語で作成すること。
- (二) 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (三) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 四 資格の決定
- 資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。
- 1 資格審査申請時までの営業年数
 - 2 資格審査申請時の直前の二営業年度における製造高、販売高又は収入高について算定したそれぞれの年間平均
 - 3 資格審査申請時の直前の営業年度の決算(以下「直前決算」という。)における流動比率
 - 4 資格審査申請時ににおける従業員の数
 - 5 直前決算における機械器具、車両、運搬具等の残存価格

- 6 直前決算における自己資本
- 7 その他経営及び信用の状態
- 五 競争入札に参加することができない者
- 次に掲げる者には、資格を付与しない。
- 1 禁治產者及び準禁治產者並びに破産者で復権を得ない者
 - 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)で、その事実があつた後二年を経過していないもの
 - (一) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - (二) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (四) 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
 - (五) 正當な理由がなくて契約を履行しなかつた者

- 3 願書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- 4 手形の不渡り処分を受けた者及び欠損の内容により経営状態が不健全であると認められる者
- 5 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成七年七月十七日出第百五十七号)第三条の規定による指名停止措置を受けている者
- 六 資格審査の結果の通知
- 資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
- 七 資格の有効期間及び更新手続
- 1 有効期間
- 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までとする。ただし、二のなお書により隨時申請をした場合は、資格を付与されたときから平成十三年三月三十一日までとする。

3 平成10年12月11日 金曜日

2 更新手続

1の有効期間の更新を希望する者は、平成11年1月1日より平成11年度からの平成十五年度までの有効な資格の審査の提出を予定している。申請書類に基づいて申譲書類を提出する。

選挙管理委員会申込用紙

鳥取県選挙管理委員会申込用紙

平成十年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 泰

鳥 取 県 公 告

平成10年12月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成11年1月14日（木）午前9時から午後4時まで

(2) 場所 八頭郡河原町大字稻常113 鳥取県林業試験場

3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の产地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成10年12月25日（金）までに住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は12,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。